

○経済産業省令第五十四号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月八日

経済産業大臣 西村 康稔

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	別表（第六条関係）
改正前	別表（第六条関係）

第九類 ・第十類	第八類	第七類 ～	第一類
[略]	一～八 [略] 九 ヘアアイロン カール用ヘアアイロン スト レート用ヘアアイロン		[略]

第九類 ・第十類	第八類	第七類 ～	第一類
[略]	一～八 [略] [新設]		[略]

第十四類	第十二類・第十三類	第十一類
一〇三 [略] 四 身飾品 イヤリング カフスボタン 貴金属製き章 貴金属製バッジ	[略]	一〇二三 [略] 二四 身体用保冷パック (医療用のものを除く。)

第十四類	第十二類・第十三類	第十一類
一〇三 [略] 四 身飾品 イヤリング カフスボタン 貴金属製き章 貴金属製バッジ	[略]	一〇二三 [略] [新設]

類 第十六	類 第十五	
一〇六 [略] 七 写真 八〇十一 [略]	[略]	ネクタイ留め ネクタイピン ネックレス ブレスレット ペンダント 宝石ブローチ メダル 指輪 ロケット 五〇八 [略]

類 第十六	類 第十五	
一〇六 [略] 七 写真 八〇十一 [略]	[略]	貴金属製ボンネットピン ネクタイ留め ネクタイピン ネックレス ブレスレット ペンダント 宝石ブローチ メダル 指輪 ロケット 五〇八 [略]

第十七 類 第十九類	第二十 類
〔略〕	一〜八 〔略〕 九 アドバルーン 犬小屋 うち わ 屋内用ブラインド 懐中鏡 鏡袋 額縁 家庭用水槽（金 属製又は石製のものを除く。） 紙タオル取り出し用箱（金属 製のものを除く。） きやたつ 及びはしご（金属製のものを除

第十七 類 第十九類	第二十 類
〔略〕	一〜八 〔略〕 九 アドバルーン 犬小屋 うち わ 屋内用ブラインド 買物か ご 懐中鏡 鏡袋 額縁 家庭 用水槽（金属製又は石製のもの を除く。） 紙タオル取り出し 用箱（金属製のものを除く。） きやたつ及びはしご（金属製

く。) 工具箱(金属製のもの
を除く。) 小鳥用巣箱 しし
ゆう用枠 植物の茎支持具(金
属製のものを除く。) 食品見
本模型 すだれ 扇子 装飾用
ビーズカーテン タオル用ディ
スペンサー(金属製のものを除
く。) つい立て 手持ち式旗
ざお(金属製のものを除く。)
ネームプレート及び標札(金
属製のものを除く。) ハンガ
ーボード 美容院用椅子 びよ
うぶ 日よけ 風鈴 ベンチ

のものを除く。) 工具箱(金
属製のものを除く。) 小鳥用
巣箱 ししゆう用枠 植物の茎
支持具(金属製のものを除く。
) 食品見本模型 すだれ 扇
子 装飾用ビーズカーテン タ
オル用ディスプレイ(金属製
のものを除く。) つい立て
手持ち式旗ざお(金属製のもの
を除く。) ネームプレート及
び標札(金属製のものを除く。
) ハンガーボード 美容院用
椅子 びようぶ 日よけ 風鈴

<p>第二十一 一類</p>	
<p>一〇 アイロン台 植木鉢 お守り 家庭園芸用の水</p>	<p>ペット用ベッド 帽子掛けかぎ (金属製のものを除く。) マネキン人形 木製又はプラスチック製の立て看板 郵便受け(金属製又は石製のものを除く。) (揺りかご 幼児用歩行器 洋服飾り型類 浴室用腰掛け 理髪用椅子 十〇十五 「略」</p>

<p>第二十二 一類</p>	
<p>一〇 アイロン台 植木鉢 お守り 化学物質を充て</p>	<p>ベンチ ペット用ベッド 帽子掛けかぎ(金属製のものを除く。) マネキン人形 木製又はプラスチック製の立て看板 郵便受け(金属製又は石製のものを除く。) (揺りかご 幼児用歩行器 洋服飾り型類 浴室用腰掛け 理髪用椅子 十〇十五 「略」</p>

耕式植物栽培器 家庭用燃え殻
ふるい 霧吹き こて台 五徳
小鳥かご 小鳥用水盤 じよ
うろ 食品及び飲料の保冷用ア
イスパック 寝室用簡易便器
石炭入れ せっけん用ディスプレイ
ンサーボトル 貯金箱 トイレ
ットペーパーホルダー ねずみ
取り器 はえたたき 火消しつ
ぼ へら台 ペット用食器 ペ
ット用ブラシ 湯かき棒 浴室
用手おけ ろうそく消し ろう
そく立て

んした保温保冷具 家庭園芸用
の水耕式植物栽培器 家庭用燃
え殻ふるい 霧吹き こて台
五徳 小鳥かご 小鳥用水盤
じょうろ 寝室用簡易便器 石
炭入れ せっけん用ディスプレイ
サーボトル 貯金箱 トイレッ
トペーパーホルダー ねずみ取
り器 はえたたき 火消しつぼ
へら台 ペット用食器 ペッ
ト用ブラシ 湯かき棒 浴室用
手おけ ろうそく消し ろうそ
く立て

	第二十 二類・ 第二十 三類	第二十 四類
十二～十五 「略」	「略」	一～七 「略」 八 織物製椅子カバー 織物製壁 掛け 織物製又はプラスチック 製のカーテン シャワーカーテ ン テーブル掛け どん帳 九～十三 「略」

	第二十 二類・ 第二十 三類	第二十 四類
十二～十五 「略」	「略」	一～七 「略」 八 織物製椅子カバー 織物製壁 掛け カーテン シャワーカー テン テーブル掛け どん帳 九～十三 「略」

<p>第二十 五類</p>	<p>第二十 〔略〕</p>
<p>第二十 六類</p>	<p>一〇五 〔略〕</p> <p>六 衣服用き章（貴金属製のもの を除く。） 衣服用バッジ（貴 金属製のものを除く。） 衣服 用バックル 衣服用ブローチ 腕留め 帯留 ワツペン 腕章</p>
<p>七〇一 〔略〕</p>	

<p>第二十 五類</p>	<p>第二十 〔略〕</p>
<p>第二十 六類</p>	<p>一〇五 〔略〕</p> <p>六 衣服用き章（貴金属製のもの を除く。） 衣服用バッジ（貴 金属製のものを除く。） 衣服 用バックル 衣服用ブローチ 腕留め 帯留 ボンネットピン （貴金属製のものを除く。） ワツペン 腕章</p>
<p>七〇一 〔略〕</p>	

第二十 七類・ 第二十 八類	第二十 九類
〔略〕	一～五 〔略〕 六 加工野菜及び加工果実 果実の缶詰及び瓶詰 果実の 漬物 乾燥果実 乾燥野菜 ジ ヤム 調理用野菜搾汁 ピーナ ツツバター ひき割りアーモン ド マーマレード めんま 野

第二十 七類・ 第二十 八類	第二十 九類
〔略〕	一～五 〔略〕 六 加工野菜及び加工果実 果実の缶詰及び瓶詰 果実の 漬物 乾燥果実 乾燥野菜 ジ ヤム 調理用野菜ジュース ピ ーナツツバター ひき割りアー モンド マーマレード めんま

二類 第三十	一類 第三十	類 第三十	
一 ビール 黒ビール スタウト ラガー	「略」	一 「略」 二 コーヒー豆（生のもの） 三 二十 「略」	七十六 「略」 菜の缶詰及び瓶詰 野菜の漬物

二類 第三十	一類 第三十	類 第三十	
一 ビール 黒ビール 合成ビール スタ	「略」	一 「略」 二 コーヒー豆 三 二十 「略」	七十六 「略」 漬物 野菜の缶詰及び瓶詰 野菜の

	第三十 三類・ 第三十 四類	第三十 五類
ビール 二〇六 [略]	[略]	一〇十一 [略] 十二 広告用具の貸与 自動販売機の貸与 複写機の貸与

	第三十 三類・ 第三十 四類	第三十 五類
ウト ラガービール 二〇六 [略]	[略]	一〇十一 [略] 十二 広告用具の貸与 タイプライター、複写機及びワードプロセッサの貸与 自動販売機の貸与

	第三十 六類 第四十 類	第四十 一類
十三～三十二 〔略〕	〔略〕	一～十四 〔略〕 十五 運動用具の貸与 映画機械 器具の貸与 映写フィルムの貸 与 おもちゃの貸与 楽器の貸 与 カメラの貸与 書画の貸与 テレビジョン受信機の貸与

	第三十 六類 第四十 類	第四十 一類
十三～三十二 〔略〕	〔略〕	一～十四 〔略〕 十五 運動用具の貸与 映画機械 器具の貸与 映写フィルムの貸 与 おもちゃの貸与 楽器の貸 与 カメラの貸与 光学機械器 具の貸与 書画の貸与 テレビ

<p>五類 第四十 二類 第四十</p>	
<p>〔略〕</p>	<p>図書 の貸与 ネガ フィルム の貸与 ラジオ 受信機 の貸与 レコード 又は 録音 済み磁気 テープ の貸与 録 画済み 磁気 テープ の貸与 遊園 地用 機械 器具 の貸与 遊 戯用 器 具 の貸与</p> <p>十六 〔略〕</p>

<p>五類 第四十 二類 第四十</p>	
<p>〔略〕</p>	<p>ジ ョン 受 信 機 の 貸 与 図 書 の 貸 与 ネ ガ フ ィ ル ム の 貸 与 ポ ジ フ ィ ル ム の 貸 与 ラ ジ オ 受 信 機 の 貸 与 レ コ ー ド 又 は 録 音 済 み 磁 気 テ ー プ の 貸 与 録 画 済 み 磁 気 テ ー プ の 貸 与 遊 園 地 用 機 械 器 具 の 貸 与 遊 戯 用 器 具 の 貸 与</p> <p>十六 〔略〕</p>

備考 表中の「」は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。